

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	外国人学校保護者補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	中村 一茂	内線	3612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	外国人学校保護者補助（03-02-01-01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る				
対象者等	次の各号に掲げる全ての要件を満たす保護者 (1) 生徒等と同一の世帯に属しているもので、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（ただし、当該年度の4月1日以降、荒川区において外国人登録法（昭和27年法律第125条）に規定する外国人登録原票に記載されているもの、または記載されていた者に限る） (2) 原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 実施方法：各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 2 対象者への周知： (1) 区報(4月号)に掲載 (2) 代理申請学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 3 補助額：7,000円/月 4 補助対象課程：幼稚園・小学校・中学校課程 5 補助対象校：原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校[朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）] 6 支払時期：原則半期ごと（10月、3月）				
経過	区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始 開始時1,000円/月、その後、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた。 平成8年度：幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） 平成10年度：補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 平成11年度：幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3ヵ年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。				
必要性	外国人学校の授業料は、国公立小中学校が無料であることに比べかなり高額であり、保護者の負担が大きいため、負担の軽減が求められている。 また、外国人であっても、日本人と同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 5月 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 2. 10月・3月 補助対象要件（在住・在校状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 10月・3月 申請受付・補助交付 (1)代理申請：学校が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。 (2)個人申請：上記以外の学校に通学する児童等の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。				

予 算	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予 算・決 算 額 等 の 推 移	予算額	15,582	15,449	14,840	14,084	14,448	14,700	14,700
	決算額（23年度は見込み）	14,427	13,314	13,398	14,084	13,839	13,993	14,700
	人件費等				847	1,629	1,744	
	原価償却費						581	
	【事務分担量】（%）				10	20	20	
	合計（+ +）	14,427	13,314	13,398	14,931	15,468	15,737	14,700
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	14,427	13,314	13,398	14,931	15,468	15,737	14,700
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	補助対象学校	2	4	5	9	7	8	7
	補助者数(延べ数)	2,061	1,902	1,914	2,012	1,977	1,999	2,063
	幼稚園相当課程	227	204	240	211	255	233	238
	小学校相当課程	1,209	1,096	1,168	1,310	1,248	1,196	1,242
	中学校相当課程	625	602	506	491	474	570	583

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	13,839	その他の補助及び交付金	14,196	その他の補助及び交付金	14,441

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助者数（実人数）[人]	171	188	165	172		
	補助率（人数ベース）[%]	95.0	94.7	92.2	100	100	補助者数/在校生数（「調書」提出者数） 区税未申告者及び区税・国保滞納者は補助対象外

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>22区平均（平成22年度単価） 約8,000円（月額） 最高額（江戸川）月額16,000円 最低額（千代田、新宿、杉並、豊島、足立）月額6,000円 対象学校限定区（22年度） 朝鮮学校のみ1区：港、朝鮮・韓国学校のみ1区：練馬 朝鮮・韓国・中華学校のみ5区：中央、新宿、文京、渋谷、江東 外国人学校への直接補助1区：太田（保護者補助と併用）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	同種補助金との比較や他区の動向を勘案しながら事業継続していく。

況議（要質問状）	

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	奨学資金貸付金	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	平賀隆
		担当者名	荒井信行	内線	3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	奨学資金貸付金（01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区奨学資金貸付条例、同施行規則、荒川区奨学資金貸付事務取扱要領、荒川区奨学生選考審査会要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	荒川区に居住する、高等学校又は高等専門学校に在学(入学を許可された場合を含む。以下同じ。)し、成績優秀にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な学資金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。				
対象者等	荒川区奨学資金貸付条例第2条に該当する者 (1) 貸付けの1年前から引き続き区内に住所を有する者であること。 (2) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。 (3) 貸付けを受ける当初は、高等学校等の第1学年に在学すること。 (4) 高等学校等に在学し、成績優秀にして、経済的理由により修学困難な者であること。				
内容	<p><選考> 審査会において、人物・学資状態・学業成績等を審査し、貸付の可否を決定する。</p> <p><届出> 在学中、毎学年末に学業成績を提出 休学、復学、転学、退学、身分、住所等の変更など</p> <p><貸付額> 入学準備金（決定者に対して、3月下旬頃に一括交付） 公立 100,000円、私立 500,000円</p> <p>平成20年度募集（21年度生）から、東京都育英資金等の他制度を活用した制度充実を図ることとし、入学準備金のみ貸付を行う。</p> <p>修学資金（四半期分をまとめて交付 4月、7月、10月、1月） 公立 月額 @14,000円（年168,000円）、私立 月額 @26,000円（年312,000円）</p> <p><償還> 入学準備金とあわせて、貸付終了後（上級学校に進学したときは、その学校を卒業後）1年を経過した後、10年以内に償還する。（年賦、半年賦、月賦）。無利子。</p>				
経過	昭和45年度に始まり、入学準備金、修学資金の貸付額を変更しながら現在にいたっている。 平成20年度募集分から、入学準備金に特化・充実した制度とする。				
必要性	荒川区の未来を担う優秀な人材を育成するために、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 4月：納付書・口座振替のお知らせの送付 10月：入学資金貸付の募集（区報、HP、チラシ等） 12月：申請受付 1月：審査会の実施 2月：貸付者の決定 3月：入学資金貸付決定者の手続き、説明会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	15,726	13,856	14,394	29,998	22,712	16,694	9,376	
決算額（23年度は見込み）	12,442	13,816	13,644	22,033	14,510	12,123	9,376	
人件費等	3,017	2,562	2,562	2,541	2,443	3,052		
減価償却費						1,017		
【事務分担当】（%）	35	30	30	30	30	35		
合計（+ +）	15,459	16,378	16,206	24,574	16,953	16,192	9,376	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	15,459	16,378	16,206	24,574	16,953	16,192	9,376	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
貸付者(新規・継続)	49	47	50	59	60	35	22	
新規申込者数	19	20	37	31	28	28	30	
新規候補者決定数	12	16	31	25	21	20	22	
東京都育英資金予約募集申込者	8	24	21	11	17	15		
同 決定者	7	22	21	11	17	15		

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	入学準備金、修学資	14,286	入学準備金、修学資	11,348	入学準備金
役務費	郵便料	0	郵便料	0	郵便料	82	
一般需用費	消耗品	2	システム用消耗品	5	消耗品	63	
委託料	口座振替委託	217	システム開発委託	525	システム開発委託料	2,520	
備品購入費	口座振替手数料	5	口座振替手数料	6			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	新規申込者に対する採用決定率（％）	80.6	75.0	71.4	73.0		採用数 / 申込者数
	現年度調定額に対する償還額の割合（％）	67.6	84.6	83	/	90.0	現年度償還額 / 現年度調定額

（問題点・課題 指標分析）	債務者間の負担の公平を確保するため、貸付金の滞納対策の強化を図る必要がある。 なお、荒川区以外の奨学金制度についても幅広く区民に周知し、母子家庭の世帯には東京都母子福祉資金貸付金制度を、成績要件を満たさない生徒であれば、東京都育英資金の貸付金等を勧めていく。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 3 区） 千代田、中央、豊島の3区は、奨学金制度なし（平成22年度 江戸川区調査結果）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
	滞納者に対する償還の勧奨及び適切な債権管理
	改善により期待する効果
	債務者間の負担の公平性の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	経済的な理由で修学が困難な者に対する支援制度として、引き続き実施する必要がある。

況議 （要質 旨問 状）	H21予特 「入学手続きに間に合うような入学準備金の支払」 H22四定 「大学入学希望者に対する奨学金制度について」
-----------------------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特別支援学級運営	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	平賀 隆
		担当者名	鈴木 庸子	内線	3335
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	特別支援学級運営（01-07-01・01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠	学校教育法第75条(特殊学級の設置)	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	障がいの克服に必要な教育環境の整備及び教育内容の充実を図ることにより、特別支援学級児童・生徒に対し、学校教育法第17条及び第35条の目的を実現する。 第17条：小学校は、心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする。 第35条：中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。				
対象者等	区立小・中学校特別支援学級に在籍する心身に障がいのある児童及び生徒				
内容	心身に障がいがあるため通常の学級では十分な教育効果をあげることが困難な児童・生徒のために、その障がいの状態や特性・年齢に応じてよりよい環境をつくり、社会活動に積極的に参加できるように指導する。 実施事業：特別支援学級運営、都立特別支援学校などの就学や転学相談、特別支援学級見学会・就学相談委員会・特別支援学級合同行事（宿泊学習、学芸会など） 設置校（23年6月現在）：固定学級(知的障がい)...汐入小(22.4開設)、第六瑞光小、峡田小、尾久西小、大門小、第一中、尾久八幡中 通級学級...第三峡田小(難聴・言語障がい)、第四峡田小(情緒障がい)、第九中(情緒障がい)				
経過	荒川区の特別支援学級は、昭和29年に大門小学校と第一中学校に「特殊学級」として設置された。H19年4月特別支援教育制度が導入され、「特殊学級」から「特別支援学級」へ改称した。H22年4月、再開発による児童の急増に対応するため、汐入小学校内に特別支援学級を新設した。また、就学相談件数の増加に伴い就学相談体制を強化するため、H23就学相談員を増員した。				
必要性	障がいのある児童・生徒のための特別な教育環境として非常に重要である				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 常勤：担当係長1・事務担当1 非常勤：就学相談員4 情緒障害相談員1 言語相談員1 難聴嘱託医1 特別支援教育支援員18 臨時職員：特別支援学級介助員 小学校2人				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		37,780	37,017	35,563	44,002	67,882	79,996	88,114
決算額（23年度は見込み）		27,781	26,671	29,841	33,129	59,571	64,808	
人件費等		4,310	3,416	5,124	4,235	8,144	8,720	
減価償却費							2,905	
【事務分担量】（%）		50	40	60	50	100	100	
合計（+ +）		32,091	30,087	34,965	37,364	67,715	76,433	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		32,091	30,087	34,965	37,364	67,715	76,433	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	固定学級児童・生徒数	85	82	95	98	93	105	110
	通級学級児童・生徒数	59	61	63	73	73	91	101
	特別支援学級在籍数（合計）	144	143	158	172	166	196	211
	就学相談件数（合計）	43	46	63	55	106	115	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	相談員・支援員等報酬	37,266	相談員・支援員等報酬	46,880	相談員・支援員等報酬	53,694
	共済費	社会保険、厚生年金保険料	4,209	社会保険、厚生年金保険料	5,667	社会保険、厚生年金保険料	8,977
	賃金	介助員等	4,381	介助員等	2,954	介助員等	11,378
	報償費	医師、講師謝礼等	232	医師、講師謝礼等	144	医師、講師謝礼等	955
	旅費	相談員・支援員等	192	相談員・支援員等	326	相談員・支援員等	1,069
	需用費	学級運営用消耗品等	4,124	学級運営用消耗品等	3,763	学級運営用消耗品等	5,389
	役務費	学級用ピアノ調律等	424	学級用ピアノ調律等	170	学級用ピアノ調律等	1,011
	委託料	合同行事看護業務委託等	274	合同行事看護業務委託等	274	合同行事看護業務委託等	1,073
	使用料及び賃借料	合同行事バス借上等	1,854	合同行事バス借上等	2,044	合同行事バス借上等	2,516
	備品購入費	難言学級モニター設備等	6,568	難言学級モニター更新等	2,534	学級運営用備品	2,000
負担金補助及び交付金	設置校長協会等分担金	47	設置校長協会等分担金	52	設置校長協会等分担金	52	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	特別支援学級の円滑な運営を図る。	小・6校 中・3校	小・6校 中・3校	小・7校 中・3校	小・7校 中・3校		
	児童・生徒の安全と心身の発達を助長する。	15人	16人	19人	20人		支援員及び介助員配置による適切な人的措置

（問題点・課題 指標分析）	就学・入学にあたっての就学相談件数が増加すると共に、入学後、通常の学級からの通級指導学級への通級希望、特別支援学級や都立特別支援学校への転学等、就学後の相談件数も急激に増加している。そのため、固定・通級学級共に、毎年学級増の傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特別支援教育支援員（非常勤職員）及び特別支援教育補助員（臨時職員）の、効果的な人材配置・活用	効果的な人材配置により、安定した学級運営が可能になり、児童生徒の長期的な支援計画が可能になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特別支援教育の動向を踏まえ、今後充実して実施していく必要があり、優先度は極めて高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特別支援教育の推進	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	平賀 隆
		担当者名	鈴木 庸子	内線	3335
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	特別支援教育推進費（01-08-01・01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	学校教育法施行令第18条の2	
終期設定	有 無	年度	法令等	学校教育法施行規則の一部改正	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	平成19年4月施行の改正学校教育法に基づき、特別な支援が必要な児童生徒が在籍するすべての学校において、特別支援教育が実施されている。荒川区においては、特別支援教育支援員及び補助員の配置を行い、区立小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別な支援を要する児童・生徒への対応を図ることを目的とする。				
対象者等	区立小・中学校の通常の学級に在籍し、行動面に著しい困難を示すなど教育上特別な支援を必要とする児童・生徒				
内容	<p>知的な障がいはなく特別支援学級の対象とならない発達障がいなどの児童・生徒が在籍する通常の学級において、十分な教育効果をあげるために各校で実施されている特別支援教育の推進のために、教員を補助する非常勤職員及び臨時職員を配置する。</p> <p>実施内容 児童・生徒の個々の状態に合わせた学習及び学級適応の補助、生活支援、学習活動の補助</p> <p>配置人数（H23.6.1現在） 非常勤職員（特別支援教育支援員）・・・小学校17名、中学校6名 臨時職員（特別支援教育補助員）・・・小学校28名、中学校4名（予算上は小30名、中学校7名）</p> <p>*平成21年度より、特別支援教育支援員（非常勤職員）を設置し、支援体制の安定化を図っている。</p>				
経過	平成19年4月に特別支援教育が実施されたことに伴い、区ではすべての区立小中学校に特別支援教育補助員（臨時職員）を配置した。平成21年度から、安定した人材確保のため、特別支援教育支援員（非常勤職員）を設置し、特別支援教育の実施体制の充実を図っている。				
必要性	特別支援学級の対象とならない障がいをもった児童・生徒が、通常の学級の中で、支援や補助を受けながら個々の能力を伸ばしていくことは大変に重要であり必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 非常勤職員は、学務課で任用し学校へ配置する。臨時職員は、学校で雇用し、経費の支出等の事務を学務課が行う。 （非常勤職員に関する報酬支出関係事務については、職員課が実施）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額			53,725	81,126	107,398	120,149	134,886	
決算額（23年度は見込み）			30,230	40,945	70,751	91,173	134,886	
人件費等			2,562	1,694	5,701	8,720		
減価償却費						2,905		
【事務分担当】（%）			30	20	70	100		
合計（+ +）	0	0	32,792	42,639	76,452	102,798	134,886	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	32,792	42,639	76,452	102,798	134,886	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
配置人数（小学校支援員）					9人	17人	17人	
配置人数（小学校補助員）			8人	33人	27人	21人	28人	
配置人数（中学校支援員）					2人	6人	6人	
配置人数（中学校補助員）			2人	11人	10人	2人	5人	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	支援員報酬	24,111	支援員報酬	48,531	支援員報酬	51,492
共済費	健康保険・厚生年金保険料	5,392	健康保険・厚生年金保険料	9,098	健康保険・厚生年金保険料	16,224	
賃金	補助員賃金	40,302	補助員賃金	32,574	補助員賃金	60,140	
報償費	宿泊行事従事謝礼	238	宿泊行事従事謝礼	236	宿泊行事従事謝礼	4,587	
旅費	補助員行事参加旅費	112	補助員行事参加旅費	175	補助員行事参加旅費	1,023	
需用費	副籍用消耗品費	398	副籍用消耗品費	358	副籍用消耗品費	730	
役務費	副籍用郵券等	55	副籍用郵券等	68	副籍用郵券等	196	
委託料	採用時健診	143	採用時健診	133	採用時健診	314	
	使用料及び賃借料				校外学習等入園料	180	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	小・中学校全校に支援員（補助員）を配置する。	33校	33校	34校	34校	34校	通常の学級におけるLD・ADHD等の在籍割合が約6%（都調べ）

（問題点・課題）	<p>特別支援教育支援員（非常勤職員）及び特別支援教育補助員（臨時職員）の配置について、各学校での支援実態や効果等の検証を行っていく。</p> <p>また、発達障がいのある児童・生徒の増加に伴い、各校における特別支援教育体制の推進が課題になっている。今後、関係機関との連携を図り、区としての特別支援教育推進のための取組が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討									
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td>特別支援教育支援員や補助員の専門知識の向上及び、支援力強化のために、研修の充実や実技習得を図る。</td> <td>支援力が強化されれば、児童・生徒がより通常の学級に適応しやすくなる。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		改善により期待する効果	特別支援教育支援員や補助員の専門知識の向上及び、支援力強化のために、研修の充実や実技習得を図る。	支援力が強化されれば、児童・生徒がより通常の学級に適応しやすくなる。				
	改善により期待する効果								
特別支援教育支援員や補助員の専門知識の向上及び、支援力強化のために、研修の充実や実技習得を図る。	支援力が強化されれば、児童・生徒がより通常の学級に適応しやすくなる。								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	LDやADHDのある児童・生徒等に対して適切な教育を行うために必要である。

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	就学援助費（就学奨励費を含む）	部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	平賀 隆
		担当者名	曾我陵一	内線	3338
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	各種援助費（01-01-01）	各種援助費（01-01-01）			
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 31年度	根拠	教育基本法3条、学校教育法25条、40条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法7条2項、荒川区実施要綱等		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	<p>【就学援助費】 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施に資する。</p> <p>【就学奨励費】 特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費等を給与することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図る。</p>				
対象者等	<p>【就学援助費】 区内に住所を有し、公立小・中学校に児童・生徒を通学させている保護者。</p> <p>【就学奨励費】 区内に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級に児童・生徒を通学させている保護者。</p>				
内容	<p>【就学援助費】 生活保護受給者（要保護者）又はそれに準ずると教育委員会が認めた者（準要保護者＝世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の1.2倍以内の者）に対し、次の各費用を支給する（要保護者は、 、 、 のみ、他の費目は生活保護で支給）。</p> <p>学用品費 学校給食費 入学準備金 修学旅行費 遠足費 移動教室費 夏期施設費 クラブ活動費 卒業記念アルバム費 医療費（学校病のみ） 通学費（特別支援学級のみ） 17年度から国庫補助対象費用となるのは、要保護者分のみ。 22年度からクラブ活動費が生活保護の支給対象となった。</p> <p>【就学奨励費】 公立の特別支援学級へ通学する児童・生徒の保護者のうち、就学援助を受給していない者に対し、次の区分に応じて各費用を支給する（認定基準については、国庫補助基準で実施）。</p> <p>（1）世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の2.5倍以内の者 学用品費 遠足費 学校給食費 入学準備金 修学旅行費 通学費 職場実習交通費 宿泊を伴う校外活動費 （2）世帯の前年分の総所得が、生活保護需要額の2.5倍以上の者 通学費 職場実習交通費</p>				
経過	この事業は、昭和40年度に都区制度改革の一環として、実施主体が都から区に変更された。その際、各特別区間で同一基準を設けるため、都の指導のもと特別区教育長会において就学援助対象者認定のための目安が制定された（生活保護需要額の1.5倍）。その後、荒川区では昭和58年に認定基準をより公平かつ区の実態に即したものとするため、生活保護需要額の1.1倍に変更。平成20年、認定基準の見直しをはかり、生活保護需要額の1.2倍に変更した。				
必要性	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えることが学校教育法等で定められている。				
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【就学援助費】区立小中学校就学者は学校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする。申請は随時受付（ただし、補助対象となるのは申請月の分から）。補助費支給は、区立小中学校在籍者は教育委員会から直接個人の口座へ振替（学期ごと）、区域外就学者は直接個人の口座へ振替（年度末）。【就学奨励費】区立小中学校就学者は学校を通して、区域外就学者は学務課に直接申請をする（10月中旬）。補助費支給は、直接個人の口座へ振替（年度末）。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	332,451	312,972	319,943	351,105	353,840	364,054	401,941	
決算額（23年度は見込み）	286,509	289,310	286,686	302,425	307,817	333,838	401,947	
人件費等	15,083	13,664	11,102	11,011	8,958	9,592		
減価償却費						3,196		
【事務分担量】（%）	175	160	130	130	110	110		
合計（ + + ）	301,592	302,974	297,788	313,436	316,775	343,430	401,947	
国（特定財源）					1,223	1,485	1,582	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	301,592	302,974	297,788	313,436	315,552	341,945	400,365	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	認定率（小学校）	30.88%	30.34%	29.44%	29.57%	28.99%	31.38%	
	認定率（中学校）	34.99%	35.15%	34.51%	36.97%	40.74%	43.75%	
	認定率（合計）	32.05%	31.69%	30.86%	31.62%	32.29%	34.83%	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	就学援助	306,088	就学援助	331,866	就学援助	398,997
		就学奨励	1,729	就学奨励	1,972	就学奨励	2,944

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	認定率（小学校）	29.57%	28.99%	31.38%			認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）
	認定率（中学校）	36.97%	40.74%	43.75%			認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）
	認定率（合計）	31.62%	32.29%	34.83%			認定者数 / 児童生徒数（5月1日現在）

（問題点・課題）	<p>【問題点】 一部の保護者が、特段の事情（年度途中での転入等）が無いにもかかわらず、当初認定期間（4月上旬～5月中旬。）経過後に就学援助申請書を提出すること。</p> <p>【課題】 当初認定期間経過後に申請書を提出した者については、認定となった場合であっても、就学援助費の支給時期の遅延や受給額の減少などの不利益が生じるため、期間内の申請書の提出を促進しなければならない。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>22区が認定基準額を「所得額」（総所得額）としており、足立、葛飾の2区が生保需要額の1.1倍。ほかの19区は1.18～1.26倍の範囲。江戸川区は認定基準収入を「収入額」としており、認定基準を生保需要額の1.5倍としている。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	保護者に配布する、「就学援助のお知らせ」等の文書において、当初認定期間以降に申請を行った場合に生じる不利益等（申請月からの給付となる）を分かりやすく記載する。	当初申請時期に申請することで、4月分から支給対象となり、不利益を生じない。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	教育基本法にも定められており、教育機会の確保及び義務教育の円滑な実施を図るため必要な支援である。

（状況）	<p>H19一定 卒業アルバム代や観劇についても補助を</p> <p>H19二定 所得水準の緩和、内容の拡充を</p> <p>H21三定 さらになる基準の緩和を</p> <p>H22一定 さらになる基準の緩和を</p> <p>H22四定 基準の緩和、教材教具に関わる費用を全額公費負担、給食の公費負担分の拡大を</p>
------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	中学校進路指導協議会	部課名	教育委員会事務局指導室	課長名	武井 勝久
		担当者名	兵頭 信之	内線	3386
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	なし				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業 それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	学習指導要領、進路指導協議会設置規準	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	これからの中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的として荒川区進路指導協議会を設置している。				
対象者等	中学校1学年、2学年、3学年、教員				
内容	<p>1 中学校進路指導協議会 これからの 中学校における進路指導を円滑に進めるため、荒川区の実状に即して、中学校における進路指導の内容・方法等を、総合的な見地からその在り方について検討・協議等を行うことを目的に設置した。</p> <p>2 「生き方トーク」（平成11年度新規事業） 地域で活躍する職業人や有識者等から生き方についての話を聞くことを通し、中学生が自らの生き方を主体的に考えられるようにする機会とする。 ・実施方法や人選は各学校で工夫し、各学校で年間2回（1回2時間）実施する。</p>				
経過	<p>1 協議会 ・平成5年度は、文部省による「業者テストの偏差値を用いない高校入試の改善」（平成5年2月）の通知を受け、中学校第3学年時の進学指導の適切な対応策を中心に協議し、各中学校に種々提言した。 ・平成6年度以降、平成13年度まで中学校進路指導の手引（進路学習ノート）を作成し、配布した。</p> <p>2 生き方トーク 人生の先輩である優れた方に、人生観や職業観を生徒に直接語っていただく機会として、平成11年度より実施している。年間2回（1回2時間）実施で平成18年度まで継続した。本事業は19年度よりふれあい教育の推進事業に移行する。</p>				
必要性	勤労留学等を中学校進路指導協議会でとりあつかうことも今後必要になってくるとされる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 協議会は必要に応じて開催している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	364	364	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	305	311	0	0	0	0	0	
人件費等	0	344	0	0	0	0		
減価償却費						0		
【事務分担量】（%）	0	4	0	0	0	0		
合計（+ +）	305	655	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	305	655	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	生き方トーク	各校2回	各校2回					

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	実施回数	-	-	-	-	-	実績 / 予定回数 19年度よりふれあい教育の推進事業に移行

（問題点・課題 指標分析）	同様多種の事業（ようこそ青年海外協力隊）などとの差別化、役割分担を明確にすることが必要。
他区の実 施状況	（ 実施 11 区 未実施 11 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	進路指導の年間計画に位置付け、ねらいを明確にする。	進路指導の一環のなかで、効果的な授業を行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	協議会の活動が休止しているため、体験型職業教育の推進、ようこそ青年海外協力隊等の事業を進路指導の一環として活用していく。

況議 （会 要質 旨問 状	
---------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	外国籍児童・生徒の日本語教室の充実	部課名	教育委員会事務局指導室	課長名	武井 勝久
		担当者名	吉野 元也	内線	3387
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	なし				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	地方教育行政の組織及び、運営に関する法律 23条の	
終期設定	有 無	年度	法令等	5、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	日本語指導が必要な外国籍児童・生徒に対する適切な学校教育の機会の確保が課題となっており、編入学当初の日本語の指導と生活適応指導とを目的とした日本語教室及び日本語個別指導教室を開き関係児童・生徒の学校生活の充実を図る。				
対象者等	荒川区立学校に在籍する外国籍児童・生徒のうち本人及び保護者が入級を希望し、当該児童生徒が在籍する荒川区立学校の校長から要請があった者。				
内容	<p><ハートフル日本語適応に移行></p> <p>初期日本語指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童・生徒に学校生活への適応を目指した初期の日本語指導を行う。 一人あたり編入学後児童は3ヶ月以内、生徒は2ヶ月以内に、児童・生徒の実態に応じて、基本的な日本語の指導、学校生活への適応指導の補助、保護者対応の補助を行う。児童は48時間以内の講師派遣、生徒は1日3時間以内で2か月の通級とする。 講師については、小学生対象は区広報、国際交流協会、大学等を通じて募集する。中学生対象は日暮里のNPO多文化共生センター東京と協定する。 <p>補充学習指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期指導が終了した小学5年～中学生の児童生徒で補充学習を必要と認める者に日本語による学習指導を行う。 一人あたり3ヶ月以内の補充学習教室への通級をさせる。日暮里のNPO多文化共生センター東京と協定し、1回2時間週3回程度の実施とする。 初期日本語指導が終了した母語が中国語の児童生徒で補充学習を必要と認める者に日本語による学習指導を行う。日中友好協会と協定し、48日間を上限に補充指導を行う留学生を派遣する。 				
経過	<p>平成17年度</p> <p>…日本語教室：毎週水曜日1回2時間×41回（韓国・朝鮮語…二日小、峡田小 中国語…瑞光小、ひぐらし小、諏訪台中）</p> <p>…日本語個別指導教室：1回2時間×24回（タガログ語…四峡小、尾久八幡中 英語…ひぐらし小、三中 中国語…尾久、三日、九中）</p> <p>平成18年度</p> <p>…日本語教室：前年度と同じ</p> <p>…日本語個別指導教室：1回2時間×24回（タガログ語…汐入小、尾久小、尾久西小、五中、原中 英語…九峡小）</p> <p>平成19年度</p> <p>…学校教育ビジョン重点事業に移行、新規事業として実施する（初期日本語指導…56人、補充学習指導…9人）</p> <p>平成20年度</p> <p>…ハートフル日本語適応指導事業として実施する</p>				
必要性	該当する児童・生徒が、日本語に対応することで学校生活の充実を図るために不可欠。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	2,154	2,052	0	0	0	0	0
	決算額(22年度は見込み)	2,088	1,778	0	0	0	0	0
	人件費等	1,293	259	0	0	0	0	0
	減価償却費						0	
	【事務分担量】(%)	15	3	0	0	0	0	0
	合計(+ +)	3,381	2,037	0	0	0	0	0
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
一般財源	3,381	2,037	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	日本語教室(拠点校数)	5	5	0	0	0	0	0
	日本語教室(個別指導人数)	8	6	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	在籍者数(拠点校)						拠点校に在籍する児童・生徒数 19年度から別事業へ移行
	在籍者数(個別指導)						個別指導を受けている児童・生徒数 19年度から別事業へ移行

(問題点・課題)	<p>児童・生徒への指導だけでなく、保護者への連絡、面談等における通訳等の措置も合わせて考える必要がある（特に進路を控えた中学生） 補充学習指導の人数は予測できないが、10人は超えると思われ、予測措置が必要。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
習熟の程度が在り期間による入室制限を検討する。	通級者の増加に対応が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ハートフル日本語適応指導事業において実施する。

議会議決要旨	
--------	--